



# 後期高齢者医療制度の保険料特集

## 平成22・23年度の保険料率が改定されます！

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮して、2年に1度改定されます。平成22・23年度の保険料率は、下表のようになります。

### 保険料内訳（年間）

	20・21年度	22・23年度
均等割額	36,000円	36,400円
所得割率	6.84%	7.11%

### ○保険料の計算式

保険料＝均等割額36,400円＋所得割額※

※基礎控除後の総所得金額等×所得割率  
(33万円) (7.11%)

## 保険料の軽減措置は、今後も継続されます！

<所得の低い方> 平成21年度と同様の、特別措置を含めた軽減措置が継続されます。  
【均等割額】世帯の所得水準にあわせて、次のとおり軽減されます。

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
「基礎控除額（33万円）＋35万円×当該世帯に属する被保険者の数」を超えないとき	2割
「基礎控除額（33万円）＋24万5千円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」を超えないとき	5割
「基礎控除額（33万円）」を超えないとき	8.5割
均等割8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）のとき	9割

【所得割額】基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方はその額が153万円から211万円以下）の場合、所得割が5割軽減されます。

<被用者保険(いわゆるサラリーマンの健康保険)の被扶養者だった方>

資格取得から2年間とされていた均等割5割軽減（平成21年度は特別措置により9割軽減）が制度廃止まで9割軽減されることとなり、所得割は引き続きかかりません。

## 収入別保険料額の比較をしてみました ～ここまでのお知らせの内容から～

ここまでの保険料率の改定や軽減措置継続のお知らせを加味して、単身世帯で年金収入のみの方を例として、これまでの保険料額と22・23年度の保険料額を比較しました。

年金収入額(年額)	20・21年度保険料	22・23年度保険料	年間上昇額
80万円	3,600円	3,600円	なし
201万円	45,200円	46,100円	900円
320万円	150,200円	155,100円	4,900円

問合せ先 健康増進課 国保年金係 ☎223922 E-mail kenkou@city.shimoda.shizuoka.jp

### 出張年金相談が 予約受付制になりました

三島年金事務所の年金相談会場が下田市役所へ変更となりました。なお、下田市役所、伊東市役所の年金相談は予約制となります。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、お間違えないようご注意ください。

#### 出張年金相談の日程（上期分）

平成22年	4月	5月	6月	7月	8月	9月
下田市役所(予約制)	9(金)	14(金)	11(金)	9(金)	13(金)	10(金)
伊東市役所(予約制)	28(水)	26(水)	23(水)	28(水)	25(水)	29(水)
東伊豆町役場		21(金)				
西伊豆町役場			18(金)			
河津町商工会				23(金)		
松崎町役場					20(金)	
南伊豆町役場						17(金)

#### 受付時間

下田市役所 午前9時30分～11時30分・午後1時～2時  
その他市町 午前10時～11時30分・午後1時～2時30分  
伊東市役所の予約受付先 伊東市役所保険年金課  
☎055713211625  
予約受付・問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎223922

## 最新ごみレクチャー

4月より古着類の拠点回収を実施します



古着類の出し方  
○タンスから出されるものはほぼ全て回収します。  
衣類以外でも次の「回収できないもの」で挙げる物以外は大丈夫です。  
○透明袋(半透明の袋も可)に入れ、汚れや濡れ防止のため袋の口を結び出してください。  
回収できないもの  
泥、油、ペンキなどで汚れた物  
・敷布団、掛布団、座布団、枕  
・足拭きマット、便座カバー  
・ペットに使った毛布、タオル  
・ビニール雨合羽  
・ぬいぐるみ、スニーカー  
・破れや穴などの空いた物  
・ジュータン、カーペット  
・使い込んだ雑巾、スリッパ  
・コタツの下敷き、電気毛布  
・会社の制服、ユニホーム  
・仕立てくず(裁断くず)等

回収日 左記日程表のとおり  
※祝日の水曜日は休み  
その他  
◎燃えるごみ収集日で、指定ごみ袋の中に古着類を入れても違反ではありませんが、更なるごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。  
◎野ざらしでの排出になりますが、中身が濡れなければ問題ありません。排出時には必ず口元を縛り衣類が濡れないようご協力お願いします。  
問合せ先 環境対策課 ☎22213

第2週・第4週【水曜日】				
地区	区名	回収箇所		
旧下田地区	住吉区	住吉区集会所前		
	新田区	新田公会堂		
	大和区	大和区集会所		
	港区	港区公会堂		
	大坂区	大坂区集会所		
	弥七喜区	中央駐車場下		
	中央区	老人憩いの家前		
	広岡東区	岩下区集会所		
	岩下区	中央公民館		
	広岡西区	中央公民館		
朝日地区	吉佐美区	吉佐美区事務所		
	大賀茂区	大賀茂区集会所		
	田牛区	田牛区集会所		
	柿崎区	柿崎公民館		
浜崎地区	須崎区	須崎漁民会館		
	外浦区	外浦区集会所		
	原田区	白浜公民館		
白浜地区	長田区	潮騒前駐車場シャワー施設内		
	板戸区	板戸公民館		
	回収日			
	月	日(第2)	日(第4)	
4月	14	28		
5月	12	26		
6月	9	23		
7月	14	28		
8月	11	25		
9月	8	22		
10月	13	27		
11月	10	24		
12月	8	22		
1月	12	26		
2月	9	23		
3月	9	23		

第1週・第3週【水曜日】				
地区	区名	回収箇所		
旧下田地区	住吉区	住吉区集会所前		
	新田区	新田公会堂		
	大和区	大和区集会所		
	港区	港区公会堂		
	大坂区	大坂区集会所		
	弥七喜区	中央駐車場下		
	中央区	老人憩いの家前		
	広岡東区	岩下区集会所		
	岩下区	中央公民館		
	広岡西区	中央公民館		
朝日地区	吉佐美区	吉佐美区事務所		
	大賀茂区	大賀茂区集会所		
	田牛区	田牛区集会所		
	柿崎区	柿崎公民館		
浜崎地区	須崎区	須崎漁民会館		
	外浦区	外浦区集会所		
	原田区	白浜公民館		
白浜地区	長田区	潮騒前駐車場シャワー施設内		
	板戸区	板戸公民館		
	回収日			
	月	日(第1)	日(第3)	
4月	7	21		
5月		19		
6月	2	16		
7月	7	21		
8月	4	18		
9月	1	15		
10月	6	20		
11月		17		
12月	1	15		
1月	5	19		
2月	2	16		
3月	2	16		

※排出時間：午前7時～11時（置場目印としてカラーコーン設置）

## 市役所から いそいそは vol.20

平成32年の市の姿をみんなと考えていきましょ！  
「海や山などの自然を守って」「医療を充実して」「働ける場所が少ない」「観光客が減った」「魚や野菜が新鮮でおいしい」「交通機関が不便」……  
昨年10～11月に実施した、総合計画のアンケート調査で、皆さまから右記のようなまちづくりへの意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。  
現在、市では平成23年から32年までの10年間を計画期間とする「第4次下田市総合計画」の策定に取り組んでいます。総合計画とは、その名の通り市の全ての計画を取りまとめた全体計画で、市の将来の「道しるべ」となるものです。市の事業は、福祉、教育、産業、都市基盤、生活環境などさまざまな分野にわたります。こうした、様々な事業を個別で行っているだけでは、場当たり的なものとなってしまい、無駄が増えることも

に計画性のあるまちづくりにはつながりません。そこで、まちの将来像を定めてその実現のためにしっかりととした設計図を描き、より大きな視点で事業を推進していく総合計画が必要となります。今後の計画策定について  
現在は、アンケート調査結果などを参考としながら市で計画のたたき台を作成していきます。今後は、市民の皆さまにご協力いただきながら審議会や地区説明会などを開催し、多くの方々の声をできるだけ計画に反映していきます。また、計画の策定経過は随時、広報やホームページなどでお知らせしていきます。  
総合計画は、市民の皆さま一人ひとりの生活に直接的、間接的に関わりを持つこととなる計画であり、市の今後の進むべき方向を示していく大切な計画です。ので、是非関心を持っていただくとともに、計画に対するご意見をお待ちしています。  
（企画財政課 金守 俊彦）

